

富岡町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	9	事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)		事業番号	D-13-1
交付団体		富岡町	事業実施主体 (直接/間接)		富岡町 (直接)	
総交付対象事業費		144,522 (千円)	全体事業費		305,102 (千円)	
事業概要						
[目的] がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域 (災害危険区域等) において、危険住宅の移転を行う者に対して助成を行う。 [内容] 対象要件: 建築基準法第 39 条第 1 項に基づき指定する災害危険区域 補助内容: ①除去等費: 危険住宅の除去等に要する費用 (限度額: 802 千円) ②建設助成費: 危険住宅に代わる住宅の建設 (購入) に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用 (限度額: 建物 4,570 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 597 千円の 合計 7,227 千円) ※ 1 戸当り、8,029 千円が上限 [対象戸数] 平成 27 年 2~3 月に実施したアンケート結果より ・災害危険区域居住: 110 戸 ・防災集団移転事業参加: 33 戸 ・対象外: 39 戸 ・がけ地近接等危険住宅移転対象: 38 戸 110-33-39=38 戸 [事業費の算出] 富岡町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱 (案) の上限額に基づき、除去費用、その他建設助成費について算出した。 802 千円×38 戸=30,476 千円、4,570 千円×38 戸=173,660 千円 2,060 千円×38 戸=78,280 千円、597 千円×38 戸= 22,686 千円 合計: 305,102 千円						
当面の事業概要						
<平成 27 年度分> 交付対象 8 戸 64,232 千円 平成 27 年度対象戸数 38 戸×3 ヶ月/15 ヶ月=7.6 戸≒8 戸 1 戸当り 8,029 千円×8 戸=64,232 千円 (平成 27 年度申請分) <平成 28 年度分> 交付対象 10 戸 80,290 千円 平成 28 年度対象戸数 30 戸×4 ヶ月/12 ヶ月=10 戸 1 戸当り 8,029 千円×10 戸=80,290 千円 (平成 28 年度申請分) <次回以降申請予定分> 交付対象 20 戸 160,580 千円 1 戸当り 8,029 千円×20 戸=160,580 千円 (次回以降申請予定額)						
東日本大震災の被害との関係						
津波被害により甚大な被害を受けた地域について、「災害危険区域」を設定し、その区域からの移転として防災集団移転促進事業があるが、当制度の活用により個人移転をする方への助成が可能となり、負担軽減を図ることができる。						
関連する災害復旧事業の概要						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1 - 3)

富岡町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 12 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	10	事業名	富岡町防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-2
交付団体		富岡町	事業実施主体 (直接/間接)	富岡町 (直接)	
総交付対象事業費		1,377,214 (千円)	全体事業費	1,422,838 (千円)	
事業概要					
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による大津波により甚大な被害を受けた地域の住民の住環境の整備およびコミュニティの維持を図るため、安全な地区への集団移転を実施する。 移転先候補地：曲田土地区画整理事業地内 「富岡町災害復興計画 (第 2 次)」(以下「計画」)において、復興を目指す新たな土地利用方針を定め、災害を受けにくい土地利用の推進を図るため、①土地利用再編の検討②津波被災を受けにくい地域での居住地整備③津波浸水区域における防災緑地または海岸防災林の整備(「計画」53 頁に概要、同 64 頁にまとめ)として構想。復興祈念ゾーンを設け、町に帰還後、津波被災地を防災林など減災施設、地震・津波を後世に伝える場として活用するため、「計画」のうち、津波被災地域住民の安全な住環境の整備に特化した計画を策定する。					
当面の事業概要					
<平成 27 年度> ・移転元用地買収 362,656 千円 <平成 28 年度> ・移転元用地買収、移転先用地買収、移転先用地造成、住宅建設等助成、移転費助成等 1,014,558 千円 <平成 29 年度> ・住宅建設等助成、移転費助成 45,624 千円					
東日本大震災の被害との関係					
津波により甚大な被害を受けた沿岸部については、区域見直し後に災害危険区域の指定をして住民の居住を制限する予定である。そのため、町内に帰還を望む方の移転先住宅地における団地等の整備が必要となる。津波浸水区域および津波被災状況を考慮し、主に防災の観点から町の北側と南側の高台、および中心市街地近隣地を主な移転先候補地として、集団移転に対応する土地の造成を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					